

大地

年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
27	実地	・理事長(代表権者)の重任登記及び資産の総額の変更登記がされていません。 ・理事長専決規程及び公印規則は作成されていますが、施行日が記載されていません。 ・理事会及び評議員会において、予算・決算に関する議案資料が議事録に添付されていません。 ・評議員の定数15名に対し現員13名であり、欠員が2名となっています。速やかに補充選任してください。 ・経理規程と経理の実態が一致していません。経理規程に沿った経理処理をしてください。また、現行の経理規程は、理事会の議決がないようです。改正を行う場合は、理事会に諮り施行してください。 ・収入及び支出にあたって、会計責任者の決裁がなく、伺いが作成されていませんし、根拠資料の添付もありません。適正な会計処理を行ってください。 ・平成26年度決算においては、会計基準等に沿って計上し、正確な決算に努めてください。	・平成28年2月22日に登記完了しました。 ・平成28年3月22日理事会において報告し、承認されましたので施行しました。 ・予算決算資料は別ファイルに綴じていました。今後は、議事録に添付します。 ・ふさわしい候補者があり次第選任します。 ・現行の経理規程を実態に合うように見直し、平成28年3月22日の理事会で承認されましたので施行しました。 ・事務処理の体制と書式を見直して適正に処理します。 ・会計ソフトの操作方法を確認し、平成27年度からは適正に処理します。	H28.2
28	実地	・平成27年度決算にかかる現況報告書について、決算理事会及び監事監査において適正な決算として承認されているにも拘わらず、関係数値に不突合が認められました。さらにその後、決算額が大幅に修正されたため資産総額の登記額とも相違しています。また、出納関係事務等全般に亘り事務処理の不慣れ等により事務処理の不備が散見されています。会計の専門家の応援を得るなど会計事務処理体制を確立して適正な決算を行ってください。 ・主要簿である総勘定元帳、仕分日記帳、補助簿等の会計帳簿のほとんどが未作成または印刷・出力されていません。 ・収入及び支出について、会計責任者の決裁がなく、伺いが作成されていません。また、根拠となる請求書等の添付もありません。適正な会計処理を行ってください。 ・予算編成について、当初予算のみで決算を行っており、予算科目に多くの過不足が生じています。理事会の議決より補正予算を編成し適正な予算管理を行ってください。 ・物品購入等の随意契約について、複数の見積書を徴して購入・契約伺いを作成して決裁を受けてください。また、契約伺いに随意契約の根拠を明確に記載してください。	・平成27年度の決算額については、再度見直しを実施した結果、不都合等は改善されました。 ・経理等の事務処理については、専門的知識を有する職員を増員し、外部の公認会計士を顧問に迎え、会計事務処理体制を確保しました。 ・会計ソフトを最大限利用することによって出力帳簿は改善されております。 ・収入、支出伺いを作成しており、請求書等の添付及び会計責任者の承認を得て行なっております。 ・経理部門の体制を確保した結果、予算編成及び予算管理が徹底できるようになりました。 ・購入、契約伺いを作成して、競争入札等を実施するように致します。	H29.1

29	実地	<評議員会及び理事会の決議> 評議会(理事会)の決議に際しては、特別の利害関係を有する評議員(理事)の在否について、その決議を行う前に各評議員(各理事)について確認して下さい。 [根拠] 社会福祉法第45条の9第8項 社会福祉法第45条の14第5項 指導監査ガイドライン I-3-(2)-2 指導監査ガイドライン I-6-(1)-2 <情報の公表> インターネットにより、定款、役員等名簿、役員報酬等基準を公表する必要がありますので、法人ホームページに掲載を行う等、法令に定める事項を公表して下さい。 [根拠] 社会福祉法第59条の2第1項 社会福祉法施行規則第10条第1項 指導監査ガイドライン I-1-3	次回以降の評議員会、理事会において決議前に特別の利害関係を有する評議員、理事の存否について確認し、確認した事実を議事録に記載いたします。 法人ホームページの情報公開ページを更新し、定款、役員等名簿、役員報酬等基準を掲載します。	H29.12
----	----	---	---	--------

区分：実地監査、未実施の別

未実施分については、

「A:4年又は5年に1回実施のため、当該年度未実施」

「B:3年に1回実施のため、当該年度未実施」

「C:その他の事情により未実施」